

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）
- ・海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジあり）
（以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

「海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）」は2005年3月31日に設定し、主として日本を除く世界主要先進国の公社債に実質的に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2020年8月末時点の受益権口数が約5.3億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

「海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジあり）」は2005年3月31日に設定し、主として日本を除く世界主要先進国の公社債に実質的に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2020年8月末時点の受益権口数が約0.5億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2020年12月25日
- ・異議申立期間 : 2020年12月25日～2021年2月4日
- ・繰上償還の可否判断日 : 2021年2月5日
- ・買取請求期間 : 2021年2月10日～2021年3月1日
- ・繰上償還日（予定） : 2021年3月22日

4. 異議申立て手続きについて

2020年12月25日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2020年12月25日から2021年2月4日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2020年12月25日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2021年3月22日をもって各ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2020年12月25日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社